HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	在留資格・「特定技能」受け入れの問題点と課題
Author(s)	白崎, 弘泰
Citation	Sauvage : 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院院生論集, 21, 2-14
Issue Date	2025-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99260
Type	departmental bulletin paper
File Information	Sauvage_21_1.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

〔研究ノート〕

在留資格・「特定技能」受け入れの問題点と課題

白崎　弘泰 *
Hiroyasu　SHIRASAKI

―はじめに―

〔表 1〕は 2015 年以降の国内・北海道内の外国人労働者数を示したものである。2015 年から 2019 年までは 1 年間に 20 万人に迫る勢いで増加してきたが、2019 年 12 月、コロナウイルス感染症（以下、コロナ感染症）の発生により、状況は一変した。日本でも感染拡大防止のため、出入国制限が実施され、来日あるいは出国を予定していた外国人や外国人労働者が入国・出国できないという状況が発生した。しかし現在は、感染者数が減少傾向にあり、外国人労働者数は 2022 年から再び増加傾向に転じており、2023 年は国内で 200 万人、道内で 3 万人を突破した。

〔表 1〕国内・道内の外国人労働者数

対象／年度	地域	2015	2016	2017	2018	2019	2020
外国人労働者(人)	国内	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328
	北海道	12,372	15,081	17,756	21,026	24,387	25,363
対象／年度	地域	2021	2022	2023			
外国人労働者(人)	国内	1,727,221	1,822,725	2,048,675			
	北海道	25,028	27,813	35,439			

厚生労働省ホームページ「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」をもとに、筆者が作成。

―研究の背景と目的―

技能実習制度[1]（以下、「実習制度」）では、最大 5 年まで滞在が可能であるが、本稿の調査対象である A 市では受入開始の 2009 年から 2019 年まで「技能実習 1 号ロ」[2]（以下、「1 号」）―雇用期間は約 8 ヶ月―での受け入れを繰り返してきた。その理由は、北海道では冬期間の降雪により、その間の仕事はほとんどなくなるが、実習生を雇用していれば、賃金を払わなければならないからである。しかし、今般のコロナ感染症拡大による入国制限を伴うような事態に際して「1 号」での受け入れは、脆弱な受入方法であることが明らかになった。

そこで、A 市ではコロナ禍で新規実習生の来日の見通しが立たないため、2022 年には初めて「技能実習 2 号」（以下、「2 号」）3 年目への移行者を、そしてそれだけでは労働力不足を補うことが出来ず、同年 3 月には「特定技能」[3]の外国人労働者を受け入れた。しかし、特定技能は実習生よりも時給が高く、受け入れる農家の経営を圧迫しかねない状況に加えて、農繁期だけの短期雇用・短期滞在となり、実習生

* 北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院研究員

よりもさらに地域の人びとに「顔の見えない」存在になってしまう可能性がある。

そこで、本稿では実習生等との賃金等の比較を通じて「特定技能」受け入れによる問題点を明らかにするとともに、外国人労働者に選んでもらえるような生活・労働環境作りという課題に直面することも明らかにする。

尚、本稿の内容は、白崎（2020）・白崎（2021）・白崎（2022）と重複する部分があること、また、調査地・農家・外国人労働者については、アルファベットや数字で示すことを予め断っておく。

2. 調査地の概要

2.1. A 市の概要

A 市は、札幌から南西へ約 70km の場所に位置し、A 川が山々の間を南北に大きく蛇行しながら市内を流れている。市街地は大きく 3 つの地域に分かれ、さらに市街地から少し離れた山間部の旧産炭地にもわずかではあるが住む人たちがいる。

A 市は採掘開始以来、北海道はもとより国内有数の炭鉱のまちとして発展し、1960 年には最大約 12 万人の人口[4]を誇ったが、「三菱石炭鉱業南大 A 炭鉱が平成 2 年 3 月に閉山し、すべての炭鉱は消え」（JAA 市［2019：1］）た。その後、「炭鉱から観光へ」と産業構造の転換を計ったが、「バブル崩壊とともに市の財政は悪化し」（同上）、2006 年 6 月、A 市は財政の自主再建を断念―いわゆる財政破綻―し、国の再建計画に基づく市政再建の取り組みが始まった。そして、現在も前市長が A 市再生に向けて掲げたコンパクトシティ構想[5]に基き、新しいまちづくりが進行中である。

〔表 2〕は 2011 年以降の A 市の人口の推移を示したものである。

1960 年には 12 万弱いた人口が、2014 年には 1 万人を切り、それ以降は 1 年間に約 250 人から 450 人減少している。2019 年から 2020 年は 2014 年から 2015 年以来の 400 人台の大幅な減少となった。そして現在は、6 千人を切るのも時間の問題となってきた。

〔表 2〕A 市の人口の推移

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口数	10,839	10,471	10,130	9,765	9,362	9,025	8,648	8,305
前年からの減少数	368	341	365	403	337	377	343	

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
人口数	8,305	8,049	7,744	7,302	6,959	6,698	6,363
前年からの減少数	256	305	442	343	261	335	

A 市ホームページ「人口の推移」（3 月期）（住民基本台帳ベース）をもとに、筆者が作成。

2.2. A 市の農業とメロン栽培

A 市の農業は、地勢・土性、そして気象条件にも恵まれていないことから、「通常的な農業経営では自立安定を図ることが困難なところから、昭和 30 年前後より A の自然条件、環境等に即応した農業振興目標の模索が行われた。この胎動のなかで生み出された方向は、地域の特性を生かし、特異性と収益性を備えた特産そ菜づく

りを行うことで一致し、メロン、アスパラガス、長芋、イチゴを特産そ菜として選定、農業者、農業関係団体一体となった特産品づくりがスタートした」（JAA 市［2019：2］）が、狭い地形でも収益性の高い農作物を生産することが急務となり、メロン栽培が真剣に見直され、新しい品種の研究、育成が再開された。そして、数々の試験栽培を繰り返した結果、「一代雑種の「A キング」が誕生した」（同上）。現在、「A キングメロン」（通称「A メロン」）はそれを統括する JAA 市の年間売り上げの約 9 割を占め[6]、2015 年には、「あおもりカシス」・「但馬牛」等とともに地理的表示（GI）保護制度[7]に登録された。

3. 実習制度

3.1. 国内・道内の実習生数

〔表 3〕は 2015 年以降の国内・道内の実習生数を示したものである。

在留資格別では「身分に基づく在留資格」[8]についで実習生が最も多く、2020 年には約 40 万人が来日し、その数は 2016 年の 2 倍に迫る勢いで増加し、その傾向は北海道においても同様であったが、2021 年と 2022 年はコロナ感染症拡大による出入国制限の影響により、前年に比べ減少に転じた。しかし、感染者数の減少と出入国制限の緩和により、2023 年からは再び国内・道内ともに過去最高の数値となっている。

〔表 3〕国内・道内の実習生数

年度	地域	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
技能実習生(人)	国内	168,296	211,108	257,788	308,489	383,978	402,356	351,788
	北海道	5,583	6,749	8,553	10,357	12,946	13,400	12,223

年度	地域	2022	2023
技能実習生(人)	国内	343,254	412,501
	北海道	12,530	15,532

出典は〔表 1〕に同じ。

3.2. 実習制度

実習制度の土台になったのが、「外国人研修制度」（以下、「研修制度」）である。1990 年、これまでの研修制度が改正され、1991 年から実施された。そのもっとも大きな変更点は、「従前の「企業単独型」[9]の受入れに加えて、中小企業等を通じてそれらが研修生を受入れる「団体監理型」[10]の受入れが認められ」（JITCO[2009：2]）たことである。その後、「研修制度」・「実習制度」は大きく 3 つの段階を経て、拡大・拡充、そして強化されていく。

その第 1 段階は、「研修制度」改正直後から受入団体からの強い要望[11]を受け、見直しが検討されたことである。その結果、1993 年には研修により一定水準以上の技術等を修得した研修生については、「技能実習」への移行が可能となり、研修 1 年と技能実習 1 年を合わせて、最大 2 年の在留が可能となった（「外国人研修・技能実習制度」）。さらに 1997 年には実習期間が 1 年から 2 年に延長され、研修 1 年と合わせて最大 3 年の在留が可能となり、現在の「実習制度」の原型が出来上がったと言える。

第 2 段階は、2009 年 7 月の入管法の一部改正を受けて、翌 2010 年 7 月に「外国

人技能実習制度」（以下、「実習制度」）が施行されたことである。主な変更点は、在留資格がこれまでの「研修」・「特定活動」から「技能実習」に統一され、在留期間が最大 3 年になったこと、実習生は 1 年目から受入側との雇用契約下で技能実習を受けることになり、労働関係法令の保護が及ぶようになったことである。

第 3 段階は、2017 年 11 月に「実習制度」の拡大と実習生の保護強化を目的とした「技能実習適正実施・実習生保護法」（以下、「実習法」）が施行されたことである。主な変更点は、外国人技能実習機構が監理団体と実習先を監督すること、人権侵害には懲役刑を含む罰則を新設したこと、そして優良な企業や監理団体には実習期間が 5 年に延長されたことなどである（『読売新聞(朝刊)』2017/11/1）。

このような変遷を経てきた「実習制度」であるが、その前身である「研修制度」制定時から一貫して在留期間が決められており、期限を迎えると本国への帰国が義務付けられ、同じ在留資格（「研修」・「特定活動」・「技能実習」）では再来日出来ない制度設計になっている。

4. 特定技能

4.1. 特定技能数の推移

〔表 4〕は 2021 年以降の国内・道内の特定技能数を示したものである。

制定当初、政府が想定していた数値[12]や増加が続いている実習生数には遠く及ばないが、2023 年は 2021 年の約 5 倍まで増加している。

また、〔表 5〕は国別の特定技能数である。

国籍別では、実習生と同様、圧倒的にベトナムからが多く、2 位のインドネシアの 2.5 倍強となっているが、実習生数では長い間 1 位であった中国が新興勢力のミャンマーとほぼ同じ数値に留まっている。

尚、〔表 5〕「2021①」を見ると、新規入国者数はいないが、同「2021②」や〔表 4〕「2021」を見ると、3 万人近くの特定技能がいる。これは、国内にいる「「技能実習」からの資格を変更する人が増えているのが主な要因となっている」(『朝日新聞』2021/5/26）ためである。

〔表 4〕国内・道内の特定技能数

年度	2021	2022	2023
国内	29,592	79,054	138,518
うち農業	3,408	8,758	14,616
北海道	1,126	2,862	5,634
うち農業	343	821	1,504

出典は〔表 1〕に同じ。

〔表 5〕国別特定技能数

国名	2019	2020	2021①	2021②	2022	2023	2024
中国	33	561	0	24,990	8,888	13,468	15,696
ベトナム	499	2,545	0	18,191	77,137	110,648	126,832
インドネシア	154	792	0	2,338	16,327	34,255	44,305
フィリピン	24	75	12	2,621	13,214	21,367	25,311
ミャンマー	42	209	0	1,265	8,364	11,873	19,053

2019～2021 年①は『国際人流』、2021 年②～2024 年は出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」もと

に筆者が作成。尚、前者は新規入国者数、後者は 12 月末での在留者数で 2024 年のみ 6 月末の数値。

4.2. 「特定技能」

「特定技能」の概要

2018 年 6 月 15 日、政府が公表した「骨太の方針 2018」[13]には、外国人労働者の受け入れを拡大するため、新たな在留資格を設ける方針が示された。この背景には、「1996 年に生産年齢人口が、1999 年に労働力人口が減少に転じ（鈴木[2014：72]）た日本において、特に建設や農業分野における労働力不足があった。

2018 年 11 月、安倍政権は「出入国管理及び難民認定法」の改正案（以下、改正案）を国会に提出、同月、本法案が衆議院で可決、新しい在留資格・「特定技能」が追加されることになった。「特定技能」は、「特定技能 1 号」（以下、「特定 1 号」）と「特定技能 2 号」（以下、「特定 2 号」）の 2 つに区分される。「特定 1 号」は「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」（法務省入国管理局ホームページ）で、特定産業分野とは、介護、ビルクリーニング、建設、造船・舶用工業等の 14 分野である。その特徴は、在留期間が 1 年で通算 5 年が上限で、家族の帯同は基本的に認めないこと等がある。また、「特定 2 号」は、「特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」（同上）で、現在は上記以外の分野を含め 11 分野で受け入れを開始している。その特徴は、在留期間は 3 年だが更新が可能で、事実上永住が可能となり、要件を満たせば配偶者や子どもの帯同も可能なことである。そして、政府は「特定技能」で介護・外食・建設業を重点に 14 業種で約 34 万人を上限に外国人労働者を受け入れ、その半数程度が技能実習から移行するものと見ている。

また、改正案では、実習生以外の外国人が「特定技能」の在留資格を取得するには、技能試験と日常会話程度の日本語試験に合格しなければならないが、「2 号」修了以上の実習経験があれば、無試験で「特定 1 号」（最長 5 年）の在留資格が取得することができ、他の入国を希望する外国人に比べて有利な条件になっている。

4.3. どのような特定技能が来日しているのか―特定技能へのインタビューから―

4.3.1. 調査方法

在留資格・「特定技能」を有するインドネシア人の男性（以下、特 1）には、2022 年 4 月 3 日、A 市内にある宿舎で約 90 分間、同様のもう一人の男性（以下、特 2）には、同年 5 月 22 日、特 1 と同じ宿舎で約 90 分間インタビューを実施した。また、特 1 の受入農家（以下、a 農家[14]）との同年 1 月からのチャットでのやり取りと宿舎に案内してもらった際の会話も参考に記述する。

4.3.2. インタビュー結果

〔表 6〕は A 市の 2 人の特定技能のプロフィールである。

2 人は年齢が近く、高校卒業後に本国で就業経験があり、また来日後も「技能実習」と「特定技能」の在留資格で就業しており、共通点が多い。

来日の目的は、2 人とも稼ぐことである。すでに特 1 の家族は、特 1 の仕送りで店舗兼住宅を修繕し、母はバイクを購入している。また、特 2 は本国へ仕送りはしていないが、稼いだお金で日本語学校へ通いたいという希望があり、そのために貯蓄をしている。次に、特 1 の日本語の使用状況であるが、本国で 2 年間日本語を勉強していることに加えて、3 年 6 ヶ月日本に滞在し、生活しているため、a 農家か

ら「まあまあ（日本語が）話せる」と聞いていたが、その通り、何の支障もなく日本語でインタビューすることが出来た。そして特 1 は、特 2 へインタビューの際には同席して特 2 が理解できなかった筆者の質問について説明(通訳)をしてくれた。

また、宿舎については、これまで A 市では女性の実習生のみを受け入れていたため、「協議会」[15]と話し合い、実習生が使用していた宿舎のうち何棟かを男性用とした。日常の買い物についても買い物が出来る店を教えるだけで済んだ。そして、特 1 は日本で入手しにくい商品―唐辛子、(赤い皮の) ニンニク、ラーメン―は、インターネットで注文・購入し、また、特 2 は調理するのが面倒な時にはコンビニエンスストアで弁当を購入していた。

この 2 人については、特 1 が先に A 市で生活をしていたため、特 2 はわからないことは特 1 に聞けばよく、特 2 は生活・仕事の両面において不安なく過ごしているように思われた。

〔表 6〕A 市の 2 人の特定技能のプロフィール

質問項目/特定技能	特 1	特 2
性別	男性	男性
年齢	25 歳	24 歳
出身地	インドネシア	インドネシア
学歴	高校卒業	高校卒業
婚姻の状況	未婚	未婚
家族の状況	4 人家族（父・母・妹）	4 人家族（父・母・弟）
父の職業	ラーメン食堂経営	高校の教員
本国での就業状況とその期間・月給	指輪の製造（1 ヶ月、1.5 万円）	レストランのキッチン（2 年、3 万円）
		バリスタ（1 年半、3 万円）
		喫茶店店員（2 年半、3 万円）
日本語の学習歴	2 年間（本国で）	2 年間（本国で）
来日後の就業状況とその期間・月給	金属加工業（実習生として 3 年・不明）	製造業(実習生として 1 年・11 万円)
	農業（特定技能として 6 ヶ月・不明）	農業（特定技能として 2 ヶ月・16 万円）
来日の目的	稼ぐため	稼ぐため
稼ぎの使い道	家計を補う	家計を補う、日本語学校へ通う
日本に関する情報源	親戚（実習生として働く叔父）	友人（日本で働いている）
職場の同僚(外国人)との交流	ある	ある
日本人との交流	ある（挨拶程度）	ある
食費	3 万円	3 万円程度
仕送り	6～7 万円（実習生時）、7～8 万円（現在）	なし
貯蓄（1 ヶ月）	1～5 万円	生活費を除いたすべて

筆者が実施したインタビュー調査をもとに作成。

4.4.　「特定技能」での受け入れのメリットとデメリット

4.4.1.　メリット

a 農家とのやり取りと特定技能へのインタビューから、現時点における特定技能での受け入れのメリットは、以下の 4 つである。

1 つめは、特 1 は前任地で農作業を経験しているため、作業も円滑に進み、力仕事についても女性の実習生のように配慮する必要なくなったこと、2 つめは、実習生よりも日本での滞在期間が長く、日本での生活にも慣れているため、宿舎の使い方の説明や買い物に関する情報提供が最小限で済んだこと、3 つめは、日本語の能力が高く、十分日本語でコミュニケーションが取れること、4 つめは、特定技能は雇用先の変更と国内移動が可能であることに加えて、農繁期だけの短期雇用も可能なため、使い勝手がよい労働者であることである。

4.4.2.　デメリット

上記のようなメリットがある一方で、デメリットは以下の 4 つである。

1 つめは、農家が希望する雇用期間に合わせて来てくれるのかということ、2 つめは、受入側の賃金等の労働条件とともに生活環境の良し悪しも雇用先を決定する際の重要な要因で、それらの整備・改善が必要であること、3 つめは、これまでの研修生や実習生よりも賃金（時給）高く、農家の経営を圧迫しかねないこと、4 つめは、実習生よりも雇用期間が短い場合が多く、地域の中でさらに「顔の見えない」存在となってしまう可能性があることである。

そこで次節では、筆者が最大のデメリットではないかと考える特定技能受け入れの際の農家の賃金等の経費（支出）に注目し、それを在留資格別―「研修」[16]（研修生）・「技能実習」（実習生）・「特定技能」―に示した上で、それらを比較し、検討を加える。

5.　A 市の受け入れの経緯と「特定技能」による農家の経費（支出）について

5.1.　外国人労働者受け入れの経緯

A 市では、少子・高齢化の進行による労働人口の減少に加え、日本人の女性アルバイトの高齢化が重なり、メロンの生産に必要な労働力の確保が難しくなっていた。そこで JAA 市では、「人口流出が進み、雇用労働力の確保がますます難しくなると予測される中で、組合員が近隣で受け入れているのをみて、農協に受入れを希望したことから」（北倉他［2009：4］）実習生（当時は研修生）の受け入れを決めた。

〔表 7〕は 2013 年以降、A 市で受け入れた研修生・実習生・特定技能数と受入農家数を示したものである。

2009 年に初めて 14 農家で 17 人の研修生を受け入れ、翌 2010 年には、農家・研修生数ともに増加し、22 農家で 34 人の研修生を受け入れた。その後も実習生数は増加し、近年は実習生数が 60 人前後、受入農家は 35～40 軒の間で推移してきたが、2021 年はコロナ感染症拡大の影響による出入国制限のため実習生が来日出来ず、翌年の入国に関する見通しも立たないため、実習生の不足分を補うため、2022 年には初めて A 市で「2 号」3 年目 18 人と特定技能 12 人を受け入れた。

〔表 7〕A 市が受け入れた研修生・実習生・特定技能数と受入農家数

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
農家数（軒）	44	40	38	36	37	35	39	38	26	*	*	*
「1 号」	70	66	63	61	62	54	60	68	0	12	29	16
「2 号」（1 年目）									28	0	6	16
「2 号」（2 年目）										18	0	4
特定技能										12	18	23
その年の合計	70	66	63	61	62	54	60	68	28	42	53	59

JAA 市提供の資料をもとに筆者が作成。

*「1 号」の受入農家が 11 軒、「2 号」（2 年目）が 17 軒、「特定技能」が 11 軒となっている。2022 年以降、それぞれの在留資格のみの受け入れや「1 号」と「2 号」、「1 号」と「特定技能」という取り合わせでの受け入れもある。

5.2. A 市の「1 号」受け入れの事情

A 市では、冬期間降雪のためメロン栽培に関する作業がほとんどなくなり、その間も実習生を雇用していれば、仕事がなくても給料を払わなければならない。仮に仕事のない期間を 11 月から翌年の 1 月までの 3 ヶ月間とした場合、実習生一人当たり約 56 万円[17]の支出となるため、A 市では「1 号」―例年 2 月から 10 月までの 8 ヶ月間の単年度雇用―での受け入れを繰り返してきた。歴史的には炭鉱で隆盛を極めた時代には、農繁期だけ炭鉱夫の奥さんたちを、そして炭鉱の消滅後には地元の主婦たちをパートタイマーやアルバイトとして採用してきたが、それらの女性たちの高齢化が進み、それに代わる労働力として研修生・実習生・特定技能という外国人労働者たちを受け入れてきたのである。

5.3. 在留資格別の外国人労働者の賃金

〔表 8〕は A 市の外国人労働者に掛かる在留資格別経費（8 ヶ月分）に坪田（2018）の事例を加えて示したものである。

実習生の賃金は、研修生の約 2.6 倍、特定技能の賃金は、研修生の約 4.3 倍・実習生の約 1.6 倍となっており、研修生よりも実習生、実習生よりも特定技能というように、A 市に来日する外国人労働者の在留資格の変化とともに農家の負担が大きくなっている。また、賃金以外の経費も実習生と特定技能に限ってみても、外国人労働者 1 人当たり約 27～54 万円、賃金と合わせると約 170～230 万円掛かり、特定技能での総支出は実習生の約 1.4 倍となる。これは、A 市のある農家が 8 ヶ月間外国人労働者を雇用すると、一人当たり「200～250 万掛かる」と話していたことと一致する。

〔表 8〕A 市の外国人労働者に掛かる在留資格別経費（8 ヶ月分）等

支出項目/外国人労働者	研修生	実習生	実習生（坪田 2018）*2	特定技能
〔給料〕				
月額	60,000*3	約 158,000*4	145,000	約 260,000*5
小計	480,000	1,264,000	1,160,000	2,080,000
〔諸経費〕				
移動費*6	100,000	150,000*7	300,000	150,000*8
管理費*9	144,000	240,000	220,000	80,000
光熱費補助	適宜*10	適宜	適宜	適宜
各種保険料	10,000	10,000	10,000	10,000
「協議会」年会費	30,000	35,000		35,000*11
小計	284,000	435,000	540,000	275,000
8 ヶ月分の支出（月額）	764,000 （95,500）	1,699,00 （212,375）	1,700,000 （212,500）	2,355,000 （294,375）

坪田（2018）を除いては、筆者が農家と JA に対して実施したインタビュー調査をもとに作成。

*2 坪田（2018）に示されている数値の中間値を記述した。

*3 研修生に対する報酬は、賃金ではなく、研修手当という名目で支払われていた。

*4 北海道の最低賃金（889 円、2022 年 9 月現在）に特定技能のひと月の保障労働時間である 178 時間を参考にして算出した。また、ここでは残業手当や時間外勤務に伴う割増額は考慮していないが、農繁期には早朝出勤や残業があるため、A 市の実習生はこの金額を上回ることがある。

*5 農家へのインタビューから時給を 1,450 円とし、ひと月の労働時間を 178 時間として算出した。

*6 A 市の場合、往復の渡航費と最寄りの新千歳空港と A 市間の往復の貸切バス（1 台）代金を合わせた費用である。

*7 実習生の出身地が広範囲にわたってきたため、移動費を増額した。

*8 受入側は特定技能の移動に際して交通費を支払う義務はないが、2022 年、a 農家は特定技能に対して交通費を支払っている。

*9 坪田(2018)では「監理費用」と記述されている。

*10 A 市では、1 宿舎で 2 万円を超えた場合、超過分を該当する農家が折半して支払っている。実習生と特定技能についても同様である。

*11 特定技能を受け入れる農家は、実習生の受け入れを希望していた農家であるため、例年通り、「協議会」の年会費を納めている。

5.4. 特定技能の受け入れによる経営の圧迫と外国人労働者への依存

上述したように、農家は特定技能で外国人労働者を受け入れた場合、月収は実習生より 10 万円程高くなり、これを A 市の例年の「1 号」受け入れの雇用期間―8 ヶ月間―で換算すると、年間で約 80 万円の増加、総支出も約 1.4 倍となる。つまり、A 市の外国人労働者を雇用している農家の規模はまちまちであるが、実習生が来日せず、特定技能を受け入れることになれば、農家は上記の増額分を支出するだけの経営体力が必要であり、採算が合わない場合、廃業する可能性が高く、すでに 2021 年末に実習生が来日しなかった農家のうち一軒が、経営の継続をあきらめ廃業した。

6. まとめ

インタビューの結果、特定技能が前任地で農業を経験していれば、農家がもっとも期待する仕事が円滑に進み、a 農家のように、男性が派遣された場合には、これまでの女性の実習生とは異なり、かなりの重労働にも対応できること、そして、これまでの日本での滞在経験から日本の生活にも慣れており、最低限の生活情報の提供で済み、実習生の来日直後の忙しさに比べて、農家への負担も少ないことが明らかになった。そして、これらのメリットを支えているのが、通訳なしでもインタビューが可能な彼らの日本語能力の高さだと考えられ、改めて外国人労働者に対する日本語教育の重要性を感じずにはいられない。

その一方で、特定技能はコロナ感染症のようなパンデミック発生に際しては、使い勝手のよい受入方法であるが、5.3.で示したように、特定技能を受け入れた場合、実習生よりも経費が掛かり、農家の経営体力が問われそうである。a 農家によれば、2022 年の特定技能での受入期間は 3〜8 ヶ月とばらつきがあると言い、この幅には少しでも雇用期間を短くして支出を抑えたいという農家の意向と短期雇用が可能な特定技能の使い勝手のよさが反映されているものと考えられる。しかし、特定技能が安定した収入の確保のため、長期間の雇用を希望した場合、農家の希望の雇用期間との間にミスマッチが生じ、農家が雇用期間の延長を迫られる、あるいはマッチングが不調に終わり、労働力を確保できない事態が発生する可能性もある。

そこで、農家の都合に合わせて特定技能を受け入れるには、賃金アップや受入環境の整備という課題が浮上してくる。つまり、外国人労働者が「A 市なら働きに行きたい」と言うように A 市を「選んでくれる」[18] 環境作りが必要である。そのためには、外国人労働者を受け入れる農家の努力だけでなく、行政が外国人労働者を地域の一員・生活者として、また、まちや地域に活性化をもたらす有用な人材として迎え入れる態勢づくりやそのためのサポート体制の確立が必要である。

尚、本稿は A 市で初めて受け入れた「特定技能」の 2 人と特 1 の受入農家に対して実施したインタビュー調査等の結果に基づいて記述したが、次稿では、今後の A 市の外国人労働者受け入れの見通しと特定技能の受入実態、彼／彼女たちの生活実態を明らかにするとともに、A 市を去った特定技能のその後の足取りについても追跡し、さらに詳しい特定技能の日本での生活・労働実態や問題点を明らかにしていきたいと考えている。

【注】

1　本文 3.実習制度を参照されたい。尚、本文中では、この在留資格を保有する人たちを実習生と表記する。

2　技能実習の区分で、入国 1 年目の監理団体型の在留資格（JITCO ホームページ)。また、2・3 年目が「技能実習 2 号ロ」、4・5 年目が「技能実習 3 号ロ」である。

3　本文 4.2.を参照されたい。尚、本文中では、「特定技能」は在留資格を表し、「　」のない特定技能は、「特定技能」の在留資格を有する人たちを示す。

4　A 市ホームページ「人口の推移」を参照。

5　「筑波大学の谷口守教授は、「都市活動（居住・業務他）の密度が高く、効率的な空間利用がなされた、自動車に依存しない交通環境負荷の小さい都市」であるとしている」(大木 (2010)［83]）。

6　JAA 市（2019）「A 市のあらまし」・「農業のあらまし」『農協要覧』を参照。

7　「地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌等の生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」です」（農林水産省ホームページ)。

8　永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の 4 種類（出入国在留管理庁ホームページ)。

9　「本邦の企業等(実習実施機関)が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施」（JITCO［2016：2]）すること。

10　「商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等(実習実施機関)で技能実習を実施」（同上）すること。

11「建前上は、1 年間では十分な研修効果が上らないということであったが、実態は、受け入れおよびその後の研修に時間と費用がかかるので、団体監理型研修制度下では研修生に投下した教育訓練費用を企業が回収できるように、より長期間勤続してもらいたいという要望であった」（上林［2015：135]）。

12　本文 4.2.を参照されたい。

13　政府が閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針の 2018 年版。この方針のポイントは、「1.人づくり革命の実現と拡大、2.生産性革命の実現と拡大、3.働き方改革の推進、4.新たな外国人材の受入れ、5.「経済・財政一体改革」の推進」」である（内閣府ホームページ)。

14　A 市のメロン農家の 2 代目。実習生の受け入れは、2011 年から毎年 1 名の実習生を、2022 年・2023 年は特定技能を受け入れてきた。メロン栽培用のビニールハウスを 30 棟保有し、A 市では中規模と言える（筆者の調査から)。

15　2008 年 10 月 30 日に設立。A 市のメロン生産組合会員の実習生受入事業を担当している。2010 年、「外国人研修生適正運営協議会」から現在の名称に変更した。そして A 市の実習生の受入形態には、この「協議会」を監理団体とする形態と 2016 年からは「協議会」に所属しない農家が個人的に実習生を受け入れる形態の 2 つがある（筆者の調査から)。

16　本文 3.2.を参照されたい。尚、外国人研修制度での研修生の在留資格は「研修」である。

17　フィールドワークから得た情報から、給料を 156,464 円（時給 889 円×8 時間×22 日）と仮定し、これに 3 ヶ月分をかけて 469,392 円、そして業者への管理費 90,000 円（30,000 円×3 ヶ月）を合わせて算出した（時給に関しては、「厚生労働省ホームページ」を参照)。

18　「お隣は外国人」編集委員会[2022：143]では、「選んでもらえるか」（北海道新聞社）と表現している。

参考・引用文献リスト

大木健一（2010）「コンパクトシティをどう考えるか」『アーバンスタディ 50』、p82-101、民間都市開発推進機構都市研究センター.

「お隣は外国人」編集委員会（2022）「あとがき」『お隣は外国人　北海道で働く、暮らす』、p142-143、北海道新聞社.

上林千恵子（2015）『外国人労働者受け入れと日本社会　技能実習制度の展開とジレンマ』、東京大学出版会.

北倉公彦・孔麗（2009）『北海道における外国人研修生・技能実習生受入実態調査報告書』、北海道農業会議.

公益財団法人 国際研修協力機構（2016）『総合パンフレット』.

公益財団法人 入管協会『国際人流』（2019 年 4 月号から 2022 年 4 月号）.

財団法人 国際研修協力機構（2009）『総合パンフレット』.

白崎弘泰（2020）「技能実習生のスマートフォンの使用状況とその特徴」『国際広報メディア・観光学ジャーナル No.31 2020』、p39-59 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院.

――― （2021）「北海道の農業分野の技能実習生と技能実習制度との関係―基本属性・来日前の就業状況・来日目的・日本における生活実態からの考察―」『国際広報メディア・観光学ジャーナル No.33 2021』p3-22、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院.

――― （2022）『技能実習生の日本における生活の実態とその特徴―コミュニティの形成状況からの考察―』、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院（博士論文）.

鈴木江理子（2014）「人口政策としての外国人政策」【将来推計人口から考える】『別冊環 20 なぜ今、移民問題か』、p70-86、藤原書店.

坪田邦夫（2018）「農業の外国人材受入れの課題(1)」『日本農業研究所研究報告 農業研究』第 31 号、p135-170.

JAA 市（2019）『農協要覧』.

【ウェブサイト】

公益財団法人国際人材協力機構ホームページ：『総合パンフレット』、2024 年 10 月、https://www.jitco.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/JITCOpamphlet202209update.pdf（2025 年 1 月 6 日閲覧）

厚生労働省ホームページ：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、平成 27 年～令和 3 年、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23495.html、2022 年 1 月 28 日掲載、（2023 年 3 月 26 日閲覧）.

（同）　：平成 14 年度から令和 3 年度までの地域別最低賃金改定状況、https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000979366.pdf、（2023 年 3 月 26 日閲覧）

出入国在留管理庁ホームページ：在留資格一覧表、https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/qaq5.html、令和 3 年 8 月掲載（2023 年 3 月 26 日閲覧）.

（同）　：外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組、https://www.moj.go.jp/isa/content/930004251.pdf、令和 4 年 8 月掲載（2023 年 3 月 26 日閲覧）.

（同）：特定技能在留外国人数の公表（令和 3 年から令和 6 年）、

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri06_00115.html?hl=en、2020年5月29日掲載（2025年1月6日閲覧）
内閣府ホームページ：経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～、
http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/ decision0615.html、平成30年6月15日掲載（2018年8月21日閲覧）.
農林水産省ホームページ：地理的表示（GI）保護制度、
http://www. maff.go.jp/j/shoku-san/gi_act/、平成31年3月10日掲載（2019年3月10日閲覧）
A市ホームページ：人口の推移（住民基本台帳ベース）、平成23年～令和6年、
https://www.city.yubari.lg.jp/gyoseijoho/tokeidata/jinkosuii/suiijyuki.html、（2025年1月6日閲覧）